

記入例

第1号様式（第3条関係）

年度津市下水道予定処理区域浄化槽設置事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）津市上下水道事業管理者

（〒 514 － 0073）

住所 津市殿村5番地

申請者 氏名 津市 太郎

電話 059-239-1031

※ 自署でない場合は、記名と押印が必要です。

年度において下水道予定処理区域浄化槽設置事業を実施したいので、津市補助金等交付規則第3条の規定により、津市下水道予定処理区域浄化槽設置事業補助金の交付について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額

_____ 円

補助申請額を
ご記入ください

2 補助事業の目的及び効果

公共下水道が供用開始されるまでの間、浄化槽を設置することにより、生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁の防止を図るとともに、公衆衛生の向上及び生活環境の保全に資すること。

3 関係書類

- (1) 事業計画概要及び収支予算書（裏面記載のとおり）
- (2) 浄化槽設置工事請負契約書の写し
（建築者から購入する場合は、売買契約書の写し）
- (3) 建築確認通知書及び浄化槽調書の写し又は浄化槽設置届出書の写し
- (4) 案内図、配置図、平面図、放流経路図
- (5) 浄化槽認定書及び、型式認定書の写し
- (6) 国庫補助指針適合浄化槽登録証の写し
- (7) 登録浄化槽管理票（C票）
- (8) 単独処理浄化槽、又はくみ取り便所を使用していることを証する書類
（単独処理浄化槽、くみ取り便所から転換する場合）
- (9) 承諾書（借地または借家の場合）
- (10) 世帯全員分の住民票の写し
- (11) 誓約書
- (12) 内容証明書
- (13) 浄化槽法第7条第1項の法定検査受付書の写し及び浄化槽法第11条第1項に係る浄化槽法定検査の継続受検依頼書の写し

年度下水道予定処理区域浄化槽設置事業の事業計画概要及び収支予算書

事業計画概要

浄化槽法第4条に定める基準等にあった浄化槽(人槽)を次のとおり設置する。

浄化槽の設置場所

工事請負契約書等にある工事の場所

建屋の住宅部分の延べ床面積

建築確認通知書等にある延べ面積 m²

浄化槽の種類及び人槽

名称
認定番号

浄化槽調書等を
参考に記入

(人槽)

浄化槽の設置予定年月日

年 月 日着工

年 月 日完成

工事請負契約書の工事期間
を基に記入

収 入			支 出		
項目及び内容	金 額	市費充当額	項目及び内容	金 額	市費充当額
市補助金	円	円	浄化槽本体価格 (人槽)	円	円
預貯金等自己資金			設置工事費		
銀行等借入金			その他、諸経費		
その他			消費税		
合 計			合 計		

工事請負契約書の工事代金と一致
しているか確認

記入例

津市下水道予定処理区域浄化槽設置事業補助金交付申請に係る内容証明書

年 月 日

(宛先) 津市上下水道事業管理者

(〒 514-0073)

住所 津市殿村 5 番地

申請者 氏名 津市 太郎

電話 059-239-1031

※ 自署でない場合は、記名と押印が必要です。

該当の項目に☑
を記入

年度津市下水道予定処理区域浄化槽設置事業補助金の交付について、申請時点における当該計画地の排水設備の状況と工事計画の内容について、以下の通りとなる事をここに証し、申請致します。

工事計画の内容	1 新設	☐ 新築による合併処理浄化槽の設置（更地の状態）
	2 転換	☐ 既存排水設備から合併処理浄化槽への切り替え ※リフォームなどの <u>更地にしない場合</u>

現在お住まいの家屋について

☐ アパート等の集合住宅		
☐ 一軒家	☐ 借家（※別途、賃貸契約書等の証明書の提出が必要です。）	
	☐ 自己所有	☐ 公共下水道 （※別途、水道の検針票や 点検記録表、清掃記録表、 法定検査結果書、くみ取り 領収書等の証明書の提出 が必要です。）
	☐ 家族所有	

今後お住まいの家屋について

☐ 居住している世帯員全員が転居を予定している
☐ 居住している世帯員の一部が転居を予定している

該当の項目に☑を記入

該当の項目に☑を記入
一軒家の場合は、賃貸借契約書や検針票等それぞれ
必要な証明書の添付が必要

別記様式（第 8 条関係）

誓 約 書

年 月 日

（宛先）津市上下水道事業管理者

（〒 514-0073 ）

住 所 津市殿村 5 番地

申請者 氏 名 津市 太郎

電 話 059-239-1031

※ 自署でない場合は、記名と押印が必要です。

私は、当該補助金が公共用水域の水質の汚濁の防止を図るために交付されることを理解し、浄化槽の適正な維持管理に努めます。

なお、公共下水道の供用が開始された場合においては、下水道法第 10 条第 1 項及び津市公共下水道条例第 3 条の規定に従い、速やかに汚水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水設備を設置することを誓約します。